

～森林情報の高度な利活用を目指し～ 「森林クラウドシステム標準仕様」を公開

住友林業は(財)日本情報経済社会推進協会(以下、JIPDEC)※1と共に「森林クラウドシステム標準仕様Ver.3.1(以下、標準仕様)」を作成し、本日公開しました。

本標準仕様は、森林整備や林業振興を進める上において必要なインフラである森林情報に関するデータやシステム、セキュリティの標準化を行った成果をまとめたものです。自治体、林業事業体、木材需要者等が森林情報システムを構築する際に、この標準仕様を採用することで、データの共有や分析等、森林情報が高度かつ安全に利活用されることが期待されます。

本標準仕様は林野庁の補助事業「森林情報高度利活用技術開発事業」の一環として、2013年度より3年の調査と検討を経て作成されたもので、4年目となる本年度はさらなる普及の年として位置づけられています。

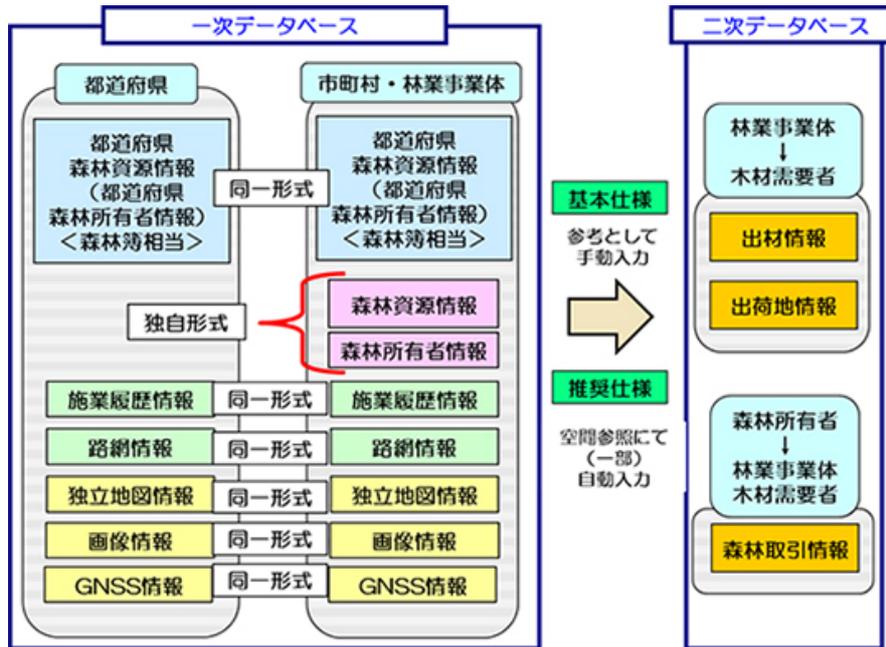
現在日本では、戦後植林した木が伐期を迎え、森林資源の活用が急務となっています。現在約49億m³もの森林資源の蓄積量があるにもかかわらず、年間使用される木材は約2,000万m³程度しかありません。結果として木材の自給率は3割程度に留まっています。これまでは森林資源が成熟途上であったことに加え、山が急峻であることから木材を運び出すための路網の整備が進まなかったことや、個人の小規模山林所有者が多く、大規模で効率的な施業ができなかったことなどが原因です。

林業活性化のためには、自治体や林業事業体、森林所有者、木材需要者等が、森林の資源量や所有者、地形、路網、施業の履歴といった様々な森林情報を共有し、有効かつ高度に利活用する必要があります。しかし現状は、ユーザーそれぞれが独自のデータ形式やプログラムを用いた森林情報システムを運用している場合もあるなど、情報の共有が難しい状況にあります。

林野庁はその課題を打開すべく、2013年より「森林情報高度利活用技術開発事業」を開始し、その主要な事業の一つとして、「森林クラウドシステム標準化事業(以下、標準化事業)」を推進しています。標準化事業は、森林情報に関するデータやシステムの標準化を行うとともに、森林情報を個人情報等に配慮して安全に取り扱うためのセキュリティガイドラインを作成するものです。

がそれぞれ異なります。一方、施業履歴情報・路網情報・独立地図情報(地形情報等)・画像情報・GNSS※2情報については、共通の形式となります。

「二次データベース」に関しては、「一次データベース」を活用して作成されますが、林業事業者から提供される出材情報と出荷地情報、森林所有者から提供される森林取引情報から構成されます。



※2 GNSS(Global Navigation Satellite System / 全球測位衛星システム)

GPS、GLONASS、Galileo、準天頂衛星(QZSS)等の衛星測位システムの総称

以上

《リリースに関するお問い合わせ先》

住友林業株式会社

コーポレート・コミュニケーション室 森永・佐藤

TEL:03-3214-2270